



五管区水路通報第11号

277項-304項

平成28年3月18日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第277項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射爆撃訓練
第278項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第279項	本州南岸	潮岬東方	救難訓練
第280項	本州南岸	日置港付近	潜堤築造工事
第281項	和歌山下津港	海南区、第1区	岸壁補修工事
第282項	阪南港	第2区	棧橋撤去工事
第283項	阪神港	堺泉北区、第1区	浮棧橋撤去
第284項	阪神港	大阪区、第2区	護岸補強工事
第285項	阪神港	大阪区、第3区	護岸補強工事
第286項	阪神港	大阪区、第3区	潜水作業
第287項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	航行制限
第288項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止
第289項	阪神港	大阪区、第6区	ポーリング作業等
第290項	阪神港	大阪区及び尼崎西宮芦屋区	水深減少
第291項	阪神港	神戸区、第4区	潜堤築造工事
第292項	淡路島	岩屋港	掘下げ作業等
第293項	東播磨港		棧橋設置
第294項	東播磨港		防波堤改修工事
第295項	相生港東方	室津湾	護岸補強工事
第296項	紀伊水道	今切港	護岸改修工事
第297項	紀伊水道	富岡港	護岸改修工事
第298項	紀伊水道	橘港	潜水作業
第299項	四国南岸	高知港	水深減少等
第300項	四国南岸	高知港	水中障害物撤去
第301項	四国南岸	須崎港	ブロック仮置き
第302項	四国南岸	須崎港	防波堤改修工事
第303項	四国南岸	須崎港	消波ブロック設置
第304項	特殊書誌改版		

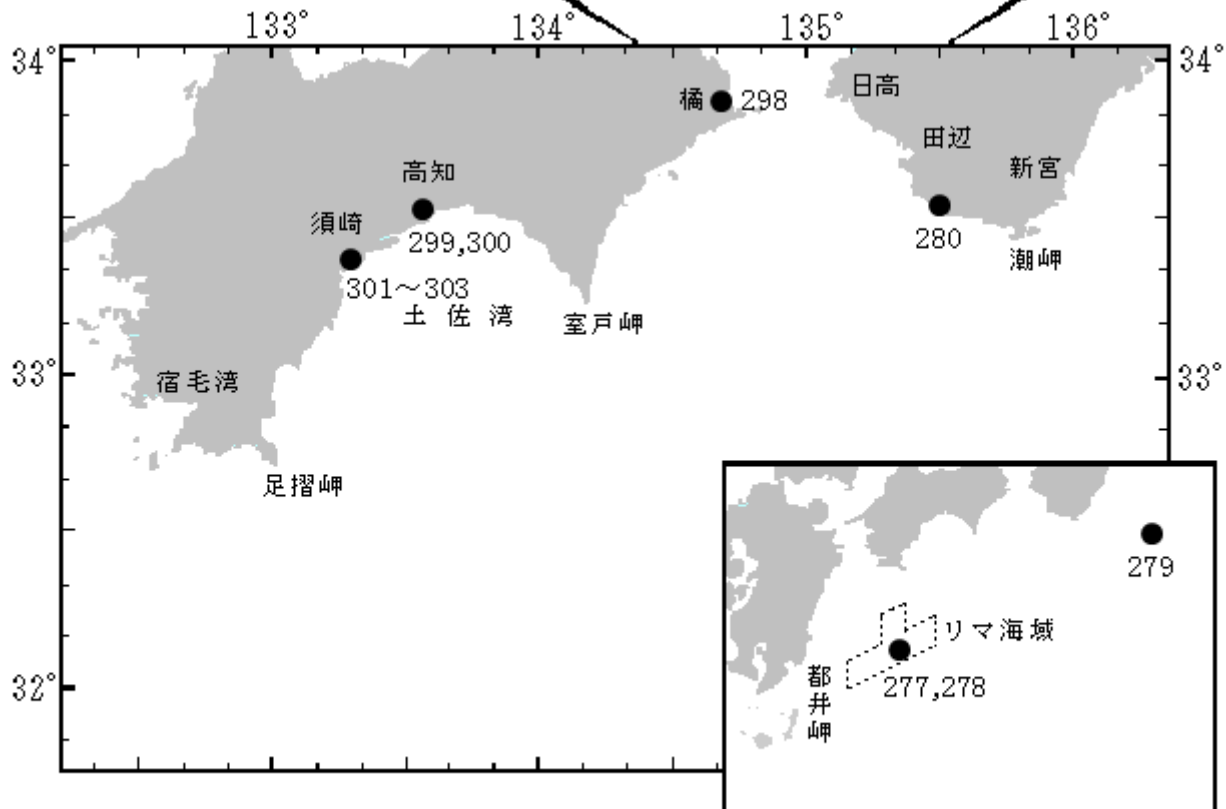
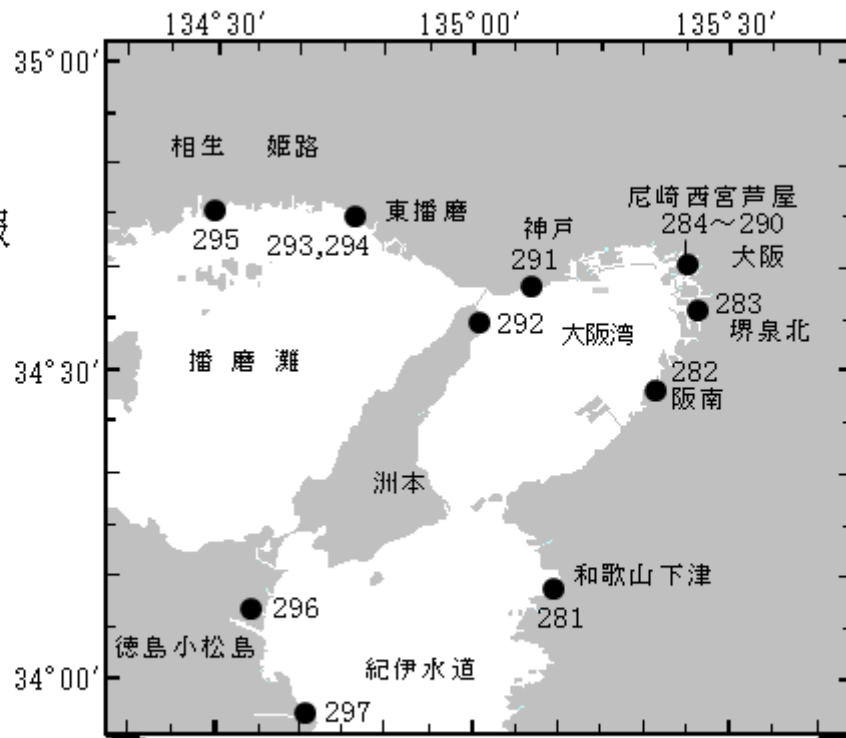
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第10号(平成28年3月11日発行)掲載分)

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

五管区水路通報

第11号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)
FAX:078-332-6307(自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★28年277項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域及び付近)

射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水爆撃訓練が実施される。

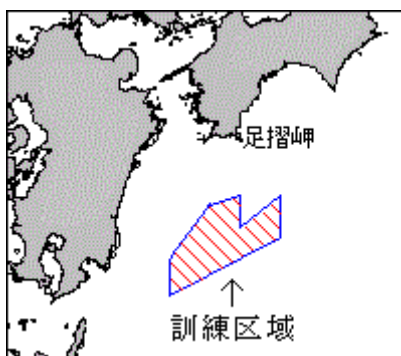
期間 平成28年4月1日～28日(土曜及び日曜を除く) 0800～1700

区域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海図 W157

出所 防衛省防衛政策局



★28年278項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域及び付近)

救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成28年4月1日～28日(土曜及び日曜を除く) 0700～2100

区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 32-35-50N 134-00-00E
- (2) 31-52-55N 134-00-00E
- (3) 30-48-13N 132-22-51E
- (4) 31-04-13N 132-07-51E
- (5) 31-23-13N 132-07-51E
- (6) 32-09-13N 132-53-51E

備考 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾及びフレアが使用される

上記区域内に訓練捜索目標(黄色、1.25m 四方)又は一人用浮舟(橙色又は緑色)が設置される

海図 W157

出所 航空自衛隊新田原救難隊



★28年279項 本州南岸 ー 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成28年4月1日～28日（土曜及び日曜を除く）0800～2100

区域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 34-38-12N 137-29-22E

(2) 34-38-12N 137-59-49E

(3) 34-25-12N 138-29-49E

(4) 32-40-13N 138-29-49E

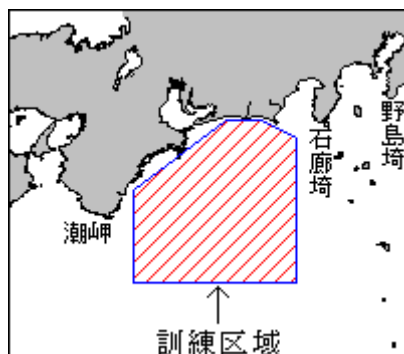
(5) 32-40-13N 136-09-50E

(6) 33-47-12N 136-09-50E

備考 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー、シーマーカー及びフレアが使用される

海図 W61B

出所 航空自衛隊浜松救難隊



★28年280項 本州南岸 ー 日置港付近 潜堤築造工事

五管区水路通報28年1号7項削除

日置港西方において、潜水士・起重機船等による潜堤築造工事が期間を延長して実施されている。

期間 平成28年6月17日まで（予備日18日～28日）日出～日没

区域 33-33.9N 135-26.3E 付近

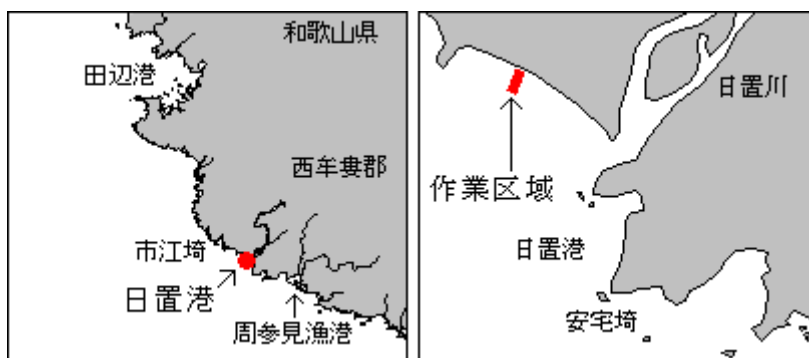
備考 区域内に竹竿が設置される

作業船のアンカーワイヤーを示す浮標が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W77(JP共)～W93(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★28年281項 和歌山下津港 — 海南区、第1区 岸壁補修工事

公共岸壁前面において、潜水士・クレーン付台船等による岸壁補修工事が実施されている。

期 間 平成28年3月31日まで 日出～日没
区 域 34-09-04N 135-12-17E 付近
備 考 夜間停泊時は、台船の四隅に黄色標識灯が、アンカー位置に黄色灯付浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される
海 図 W1145
出 所 五本部海洋情報部



★28年282項 阪南港 — 第2区 棧橋撤去工事

岸和田旧港において、潜水士・起重機船による棧橋撤去工事が実施されている。

期 間 平成28年3月25日まで（予備日を含む）日出～日没
区 域 34-28-18N 135-22-16E 付近
備 考 区域内に汚濁防止膜が設置される
作業中は警戒船が配備される
海 図 W1141（JP共）
出 所 五本部海洋情報部



★28年283項 阪神港 — 堺泉北区、第1区 浮棧橋撤去

五管区水路通報28年9号238項削除

北泊地において、浮棧橋が撤去された。

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
(1) 34-36-03.8N 135-26-00.2E（岸線上）
(2) 34-36-02.5N 135-26-04.6E

備 考 上記位置に多数の係留杭が残存する
海 図 W1146（JP共）
出 所 五本部海洋情報部



★28年284項 阪神港 — 大阪区、第2区 護岸補強工事

桜島入堀において、潜水士・クレーン台船等による護岸補強工事が実施される。

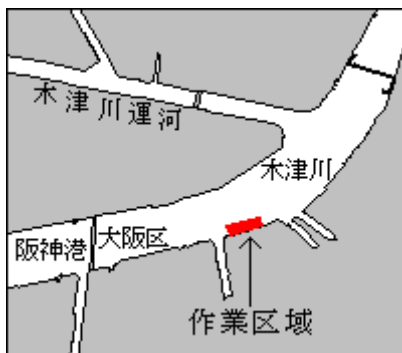
- 期 間 平成28年3月22日～6月30日 日出～日没
 区 域 34-39-41N 135-25-49E 付近
 備 考 区域内に汚濁防止膜が設置される
 作業船のアンカー位置を示す浮標が設置される
 夜間停泊時は、作業船の四隅に黄色標識灯が設置される
 作業中は警戒船が配備される
 海 図 W123 (JP共)
 出 所 阪神港長



★28年285項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸補強工事

木津川において、クレーン台船等による護岸補強工事が実施される。

- 期 間 平成28年3月20日～7月10日 (予備日11日～20日) 日出～日没
 区 域 34-37-35N 135-28-13E 付近
 備 考 区域内に汚濁防止フェンスが設置される
 夜間停泊時は、作業船の四隅に黄色標識灯が設置される
 作業中は警戒船が配備される
 海 図 W1148
 出 所 阪神港長



★28年286項 阪神港 — 大阪区、第3区 潜水作業

木津川において、潜水士による磁気探査作業が実施される。

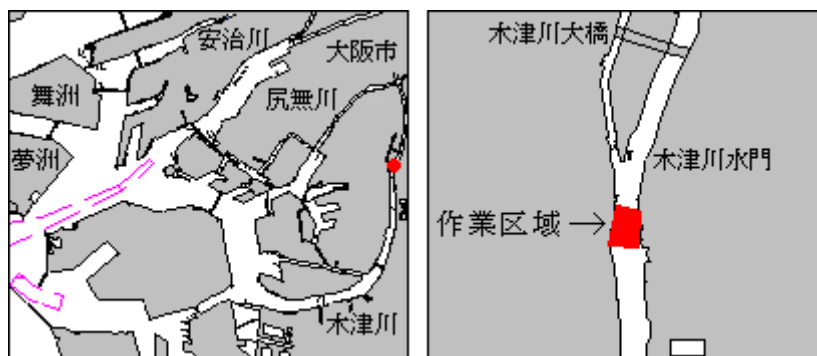
期間 平成28年3月22日～4月2日（予備日を含む）日出～日没

区域 34-38-56N 135-28-44E 付近

備考 区域内に赤旗付竹竿が設置される
潜水士船のアンカー位置を示す浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W1148

出所 阪神港長



★28年287項 阪神港 — 大阪区、内港航路及び付近 航行制限

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

区域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-08.6N 135-23-25.5E（赤色灯付浮標）
- (2) 34-38-01.5N 135-23-10.7E（大阪第2号灯浮標）
- (3) 34-37-18.7N 135-22-00.3E（大阪新島埋立区域南第4号灯浮標）
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E（緑色灯付浮標）
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E（大阪第1号灯浮標）

- 制限事項
- 1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
 - 2) 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
 - 1 海難を避けようとするとき。
 - 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 - 3 港長の許可を受けたとき。
 - 3) 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

海図 W123（JP共）

出所 阪神港長公示大第28-1号(28.3.1)



★28年288項 阪神港 — 大阪区、第6区 航泊禁止

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航泊が引き続き禁止される。

期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

区域 下記6地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-37-56.6N 135-21-11.8E (岸線上)

(2) 34-37-57.8N 135-21-10.5E

(3) 34-38-25.4N 135-21-36.9E

(4) 34-37-57.0N 135-22-08.4E

(5) 34-37-34.8N 135-21-39.1E

(6) 34-37-39.3N 135-21-31.0E (岸線上)

備考 上記区域を

・黄色灯標(レーダー反射器付、同期点滅) 13基

・黄色標識灯(レーダー反射器付、同期点滅) 6基(潜堤明示用)

・黄色標識灯 2基

で表示

航泊禁止区域周辺には、警戒船が配備される

海図 W123(JP共)－W1146(JP共)－W1103(JP共)

－W150A(JP共)－W106(JP共)

出所 阪神港長公示大第28-2号(28.3.1)



★28年289項 阪神港 — 大阪区、第6区 ボーリング作業等

神崎川において、潜水士による磁気探査作業及びスパット台船によるボーリング作業が実施される。

期間 平成28年3月22日(予備日23日、24日)、4月4日～15日(予備日を含む)日出～日没

区域 下記2地点付近

(1) 34-41-26N 135-25-01E

(2) 34-41-31N 135-25-17E

備考 潜水作業中は区域内に浮標が設置される

槽の頂部に赤旗、四隅に黄色標識灯が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W1107(JP共)

出所 阪神港長



★28年290項 阪神港 — 大阪区及び尼崎西宮芦屋区 水深減少

淀川河口付近において、水深が海図記載より約0.5m減少している。

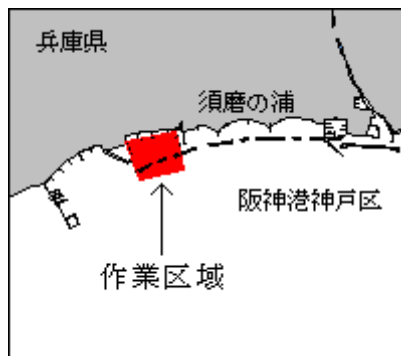
- 区域1 下記6地点により囲まれる区域
 (1) 34-41-01.1N 135-23-47.0E
 (2) 34-41-10.6N 135-23-51.4E
 (3) 34-41-16.9N 135-24-05.4E
 (4) 34-41-08.0N 135-24-00.6E
 (5) 34-41-07.9N 135-24-02.6E
 (6) 34-40-53.4N 135-23-50.0E
- 区域2 下記2地点を結ぶ線上付近
 (7) 34-40-25.7N 135-24-01.1E
 (8) 34-40-24.2N 135-24-01.7E
- 区域3 下記2地点を結ぶ線上付近
 (9) 34-40-42.8N 135-23-21.2E
 (10) 34-40-36.7N 135-23-23.6E
- 区域4 下記2地点を結ぶ線上付近
 (11) 34-40-36.2N 135-23-32.0E
 (12) 34-40-33.1N 135-23-33.3E
- 区域5 下記4地点により囲まれる区域
 (13) 34-40-22.3N 135-23-37.6E
 (14) 34-40-26.5N 135-23-44.2E
 (15) 34-40-18.9N 135-23-47.2E
 (16) 34-40-17.7N 135-23-39.4E
- 海図 W1107 (JP共) -W123 (JP共)
 出所 五本部海洋情報部



★28年291項 阪神港 — 神戸区、第4区 潜堤築造工事

須磨の浦において、クレーン台船等による潜堤築造工事が実施される。

- 期間 平成28年4月1日～23日 (予備日25日～30日) 日出～日没
 区域 34-38-22N 135-06-48E 付近
 備考 区域内に汚濁防止膜が設置され、黄色灯付浮標で明示される
 潜堤を示す竹竿又は黄色標識灯が設置される
 離岸堤の両端に赤色又は黄色標識灯が設置される
 夜間停泊時は、作業船の四隅に黄色標識灯が設置される
 作業中は警戒船が配備される
- 海図 W101B (JP共)
 出所 阪神港長



★28年292項 淡路島 ー 岩屋港 掘下げ作業等

茶間川河口において、掘下げ作業及び水路測量が実施される。

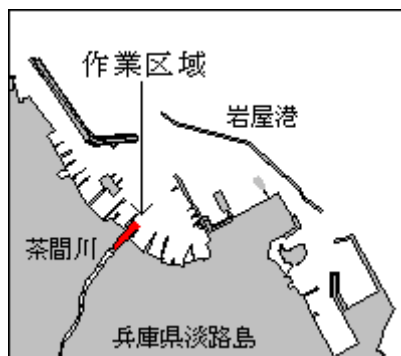
期 間 平成28年3月23日～4月6日（予備日を含む）日出～日没

区 域 34-35-25N 135-01-05E 付近

備 考 測量中は白紅白のえん尾旗を掲揚

海 図 W1217（岩屋港）

出 所 神戸海上保安部、五本部海洋情報部



★28年293項 東播磨港 棧橋設置

五管区水路通報28年7号205項削除

法華山谷川において、棧橋が設置された。

区 域 下記3地点を結ぶ線上（幅約1m）

(1) 34-45-49.4N 134-47-03.8E

(2) 34-45-49.9N 134-47-03.5E

(3) 34-45-51.0N 134-47-05.4E

備 考 上記(2)、(3)地点に黄色標識灯が設置された

海 図 W107（JP共）

出 所 五本部海洋情報部



★28年294項 東播磨港 防波堤改修工事

法華山谷川において、潜水士・起重機船等による防波堤改修工事が実施される。

期間 平成28年3月29日～7月22日（予備日23日～8月12日）日出～日没

区域 34-45-55N 134-47-14E 付近

備考 区域内に汚濁防止膜が設置され、黄色灯付浮標で明示される
作業中は警戒船が配備される

海図 W107（JP共）

出所 東播磨港長



★28年295項 相生港東方 — 室津湾 護岸補強工事

室津漁港において、護岸補強工事が実施される。

期間 平成28年4月1日～5月15日

区域 34-46-05N 134-30-11E 付近

海図 W1113

出所 五本部海洋情報部



★28年296項 紀伊水道 — 今切港 護岸改修工事

加賀須野橋（昇開橋）付近において、潜水士・クレーン付台船等による護岸改修工事が実施されている。

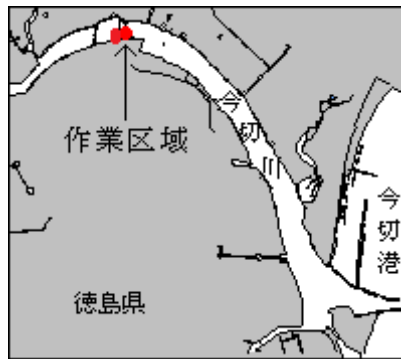
期間 平成28年3月27日まで（予備日28日～31日）日出～日没

区域 34-07-47N 134-34-37E 付近

備考 区域内に汚濁防止フェンスが設置され、黄色灯付浮標4基で明示される
作業中は警戒船が配備される

海図 W1214

出所 徳島海上保安部



★28年297項 紀伊水道 ー 富岡港 護岸改修工事

五管区水路通報 27年 35号 914 項削除

派川那賀川において、潜水土等による護岸改修工事が期間を延長して実施されている。

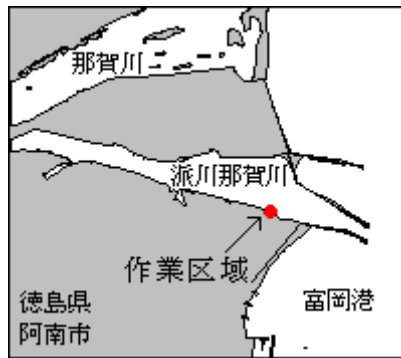
期 間 平成 28年 5月 31日 まで 日出～日没

区 域 33-55-37N 134-42-05E 付近

備 考 磁気探査作業中は区域明示用の旗付浮標が設置される
区域内に黄色灯付汚濁防止フェンスが設置される
潜水作業中は警戒船が配備される

海 図 W1147

出 所 五本部海洋情報部



★28年298項 紀伊水道 ー 橘港 潜水作業

西浜公共岸壁西方において、潜水土による磁気探査作業が実施される。

期 間 平成 28年 3月 18日～26日 (予備日を含む) 日出～日没

区 域 33-52-14N 134-38-21E 付近

備 考 区域明示用の浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される

海 図 W1142

出 所 徳島海上保安部



★28年299項 四国南岸 ー 高知港 水深減少等

高知港において、水深減少及び水中障害物が存在する。

1、海図記載より約0.5~1m減少している

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 33-32-12.2N 133-33-39.5E

(2) 33-32-08.1N 133-33-42.8E

2、水中障害物存在

位 置 下記7地点付近

(3) 33-32-28.6N 133-33-46.2E (高さ約0.6m)

(4) 33-32-27.2N 133-33-46.4E (高さ約0.8m)

(5) 33-31-41.5N 133-33-40.2E (高さ約0.6m)

(6) 33-31-09.1N 133-33-34.0E (高さ約1.7m)

(7) 33-31-07.2N 133-33-46.3E (高さ約0.8m)

(8) 33-31-05.5N 133-33-46.9E (高さ約0.7m)

(9) 33-31-02.8N 133-33-40.9E (高さ約0.8m)

(10) 33-31-00.2N 133-33-38.4E (高さ約0.7m)

海 図 W110

出 所 五本部海洋情報部



★28年300項 四国南岸 ー 高知港 水中障害物撤去

五管区水路通報28年9号252項、10号276項削除

第1ふ頭6号岸壁東方において、水中障害物は撤去された。

海 図 W110

出 所 五本部海洋情報部



★28年301項 四国南岸 ー 須崎港 ブロック仮置き

五管区水路通報 26 年 11 号 279 項削除

須崎港港口において、被覆ブロックが水中に仮置きされている。

区域 下記 4 地点により囲まれる区域

(1) 33-22-37.5N 133-17-35.2E

(2) 33-22-36.1N 133-17-35.3E

(3) 33-22-35.9N 133-17-31.9E

(4) 33-22-37.4N 133-17-31.8E

備考 ブロックは平成 30 年 3 月まで仮置きされる予定

海図 W105 (分図「須崎港」共)

出所 五本部海洋情報部



★28年302項 四国南岸 ー 須崎港 防波堤改修工事

五管区水路通報 27 年 40 号 1122 項削除

須崎港港口において、潜水士・起重機船等による防波堤改修工事が期間を延長して実施されている。

期間 平成 28 年 4 月 28 日まで 日出～日没

区域 下記 4 地点により囲まれる区域

(1) 33-22-39.7N 133-17-22.5E

(2) 33-22-41.0N 133-17-46.0E

(3) 33-22-23.5N 133-17-47.3E

(4) 33-22-22.3N 133-17-23.7E

備考 上記区域内に汚濁防止柵が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W105 (分図「須崎港」共)

出所 高知海上保安部



★28年303項 四国南岸 ー 須崎港 消波ブロック設置

五管区水路通報 27 年 48 号 1369 項削除

須崎港港口において、消波ブロックが設置された。

区 域 下記 3 地点を結ぶ線上(幅約 14m)

(1) 33-22-39.0N 133-16-55.3E

(2) 33-22-38.6N 133-16-54.8E

(3) 33-22-28.0N 133-17-08.6E

海 図 W105 (分図「須崎港」共)

出 所 五本部海洋情報部



★28年304項 特殊書誌改版

番号	書誌名	刊行年月	価格(税込)
411	灯台表 第1巻	2016-03	7,649 円
備考	上記改版に伴い、特殊書誌 4 1 1 (2014 年 2 月刊行) は廃版とする。		
出 所	海上保安庁水路通報 28 年 10 号 (28. 3. 11)		